

第47期

定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会においては当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。同様の事由により、ご来場の株主様へのお土産の配布については、今年度は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催場所 東京都江東区東雲一丁目4番1号
ROOFLAG（ルーフラッグ）賃貸住宅未来展示場

※昨年度より、開催時刻及び会場が変更となっております。

※書面またはインターネットによる議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

◆目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	8
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	
事業報告	28
連結計算書類等	61
監査報告	65

「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様にご理解を促すため、より理解していただくために、法令に定めのあるものに加えて記載しているものであります。



株 主 各 位



東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託株式会社

代表取締役社長 小林 克満

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましてはご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。

つきましてはお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前11時(受付開始:午前10時)

2. 場 所 東京都江東区東雲一丁目4番1号
ROOFLAG(ルーフラッグ)賃貸住宅未来展示場

3. 目的事項

報告事項

1. 第47期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第47期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

本株主総会における新型コロナウイルス感染対策について

ご出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた下記の内容に予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日出席する当社取締役、監査役の人数を最小限とさせていただく場合がございます。
- ◎ 株主総会においては、例年より規模を縮小した議事運営とさせていただく場合がございます。
- ◎ ご来場いただく場合には、感染予防のためマスクを着用いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます予定です。
- ◎ 会場においては、感染予防のため間隔を空けた座席配置などを検討しており、万が一会場が満席となった際には、ご入場いただけない場合がございます。
- ◎ 運営スタッフの判断により体調不良とお見受けした株主様につきましては、運営スタッフよりお声を掛けさせていただく場合がございます。
- ◎ その他、必要に応じて感染拡大防止の措置を取らせていただきます。
なお、株主総会の運営に関して大きく変更が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載させていただきますので、ご来場される際にはご確認くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に修正後の内容を掲載いたします。
- ◎ 当日、当社役員及び係員は、環境への取り組みの一環として、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のウェブ開示について
次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
- ・ 主要な事業内容
 - ・ 従業員の状況
 - ・ 主要な事業所
 - ・ 主要な借入先及び借入額
 - ・ その他株式に関する重要な事項
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ③計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。本株主総会につきましては、是非とも行使方法1または2にてご行使いただきますようお願い申し上げます。

行使方法1. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にてご行使ください。

行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

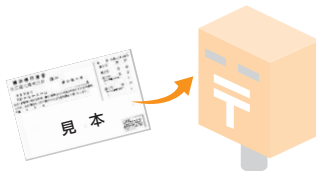
行使期限

2021年6月24日(木) 午後5時まで

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。(切手は不要です)

行使期限

2021年6月24日(木) 午後5時到着分まで

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使方法3. 株主総会へ出席



◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2021年6月25日(金) 午前11時

※代理人によるご出席の場合

委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

インターネットによる議決権行使方法について [行使期限：2021年6月24日（木）午後5時まで]

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話にて行使可能です。

当社が指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

●パソコンの場合



株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご確認ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了解される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

① 次の画面へ

なお、本サイトは午前8時から午前10時までの間、保守・点検のため取扱いを停止させていただきますことをご案内いたします。

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

■ログイン

ログインIDとパスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。
(仮パスワードをご入力してください)

ログインID (半角) ②

パスワード
または(仮)パスワード (半角) ③

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

パスワード変更

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

・確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に関し内容を入力してください。

・「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

④

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信 ⑤

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

① 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3. 新しいパスワードを登録する(初回ログイン時のみ)

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

④ 新しいパスワードを入力

⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

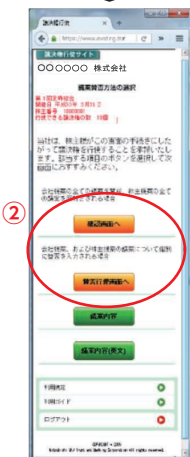
画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●スマートフォンの場合



1. 議決権行使書のQRコードを読み取る

- ① スマートフォンでログイン用QRコードを読み取る

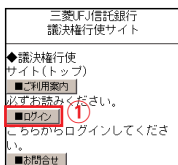


2. 議案賛否方法を選択

- ② 議案に賛成する場合は「確認画面へ」、個別に賛否を選択する場合は「賛否行使画面へ」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

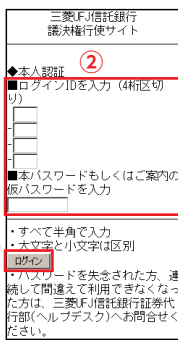
●携帯電話の場合



1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「ログイン」をクリック



2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

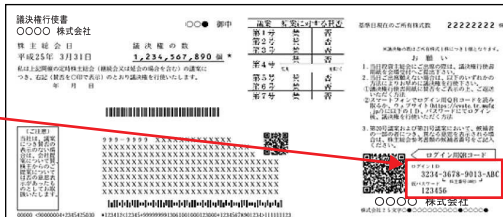
- ③ 「ログイン」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◎ 「ログインID」「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。



- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

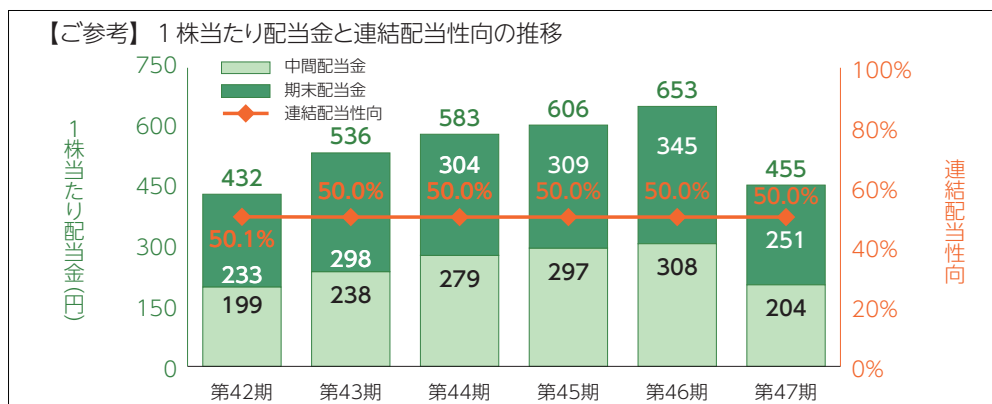
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、1株当たり251円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり204円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より198円減配の1株当たり455円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり251円 総額17,284,757,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日



第 2 号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の候補者11名が原案どおり選任されますと、取締役会出席者14名のうち7名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員（社外取締役4名、社外監査役3名）となります。取締役に占める独立社外役員が1/3以上であることから、引き続き、取締役会において、独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当			
1	こばやし かつま 小林 克満	代表取締役社長	再任		
2	かわい しゅうじ 川合 秀司	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長	再任		
3	たけうち けい 竹内 啓	常務取締役 建築事業本部長	再任		
4	さとう こうじ 佐藤 功次	常務取締役 不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長	再任		
5	うちだ かんいつ 内田 寛逸	取締役 関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当	再任		
6	たて まさふみ 舘 正文	執行役員 設計統括部長	新任		
7	もり よしひろ 守 義浩	執行役員 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長	新任		
8	やまぐち としあき 山口 利昭	取締役 当社ガバナンス委員会委員長	再任	社外	独立
9	ささき まみ 佐々木 摩美	取締役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立
10	しょうだ たかし 庄田 隆	取締役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立
11	いりたに あつし 入谷 淳	—	新任	社外	独立

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山口利昭、佐々木摩美、庄田隆及び入谷淳の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、山口利昭、佐々木摩美、及び庄田隆の各氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、入谷淳氏は、選任後、両取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ることを予定しております。
3. 山口利昭、佐々木摩美、及び庄田隆の各氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、入谷淳氏は、選任後、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1986年 2月	当社入社
2011年 4月	執行役員営業統括部長
2012年 4月	常務執行役員営業統括部長
2012年 6月	取締役 常務執行役員営業統括部長
2016年 4月	常務取締役 営業統括部長
2017年 4月	常務取締役 建築事業本部長
2018年 4月	専務取締役 建築事業本部長
2019年 4月	代表取締役社長 兼 建築事業本部長
2021年 4月	代表取締役社長（現任）

<取締役候補者とした理由>

小林克満氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業に携わり、営業力強化のための人材育成・組織活性や賃貸住宅ブランドの構築、商品開発、新しい建築分野の開拓に取り組むなど、当社グループの基盤強化・発展に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、当社グループ全体を統括する代表取締役社長として、経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮し、中長期的な視点でコーポレートガバナンスの深化、サステナビリティの推進、成長分野の開拓など、企業価値向上と持続的な成長のため、計画的に取り組んでおります。今後も、同氏が有する豊富な経験と知識、強いリーダーシップを経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

新型コロナウイルスをはじめ世の中の急激な環境変化により、多くのものが変化・進化、淘汰を余儀なくされています。

大東建託グループの新5ヵ年計画も3年目をむかえました。賃貸住宅専業から総合賃貸業を核とした生活総合支援企業を目指して事業活動に邁進しておりますが、私たちが提供する「住」の分野は、変化・進化はあれども決して無くなることはありません。この難局をチャンスととらえ、事業基盤を強固とするとともに、建設事業のみならず不動産事業、生活支援サービス分野をさらに拡大・強化し、より一層「夢や将来を託され、継続的な成長ができる企業」を目指してまいります。

またそのためには、中長期的な企業価値向上を見据えた経営が重要となります。コーポレートガバナンスの更なる深化や、SDGs・サステナビリティなどの社会的課題の解決に向けて積極的に取り組み、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまからの負託に応えるべく、企業価値の一層の向上に努めてまいり所存でございます。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社
2012年 4月	執行役員経営企画室長
2012年 6月	取締役 執行役員経営企画室長
2013年 4月	取締役 執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長
2014年 4月	取締役 常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画室、新システム開発室、TQC事務局、CSR推進部、賃貸事業ネットワーク部担当
2015年 4月	取締役 常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画室、TQC事務局担当
2016年 4月	常務取締役 経営管理本部長 兼経営企画室、TQC事務局担当
2017年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 兼経営企画室、TQC事務局、法務サービス部担当
2018年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 兼経営企画室、TQC事務局、法務部、広報部担当
2019年 4月	常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

川合秀司氏は、長年にわたり、経営管理部門及び関連事業部門に携わり、経営管理部門では働き方改革や資本効率を意識した財務戦略の推進、関連事業部門では新たな事業領域における収益拡大に向けて取り組むなど、当社グループの経営基盤の安定化に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、当社グループの経営管理部門と関連事業部門を統括する最高責任者として、当社の経営基盤の更なる強化・収益基盤の多角化に加え、社会情勢の変化に順応したに新たな働き方の構築・推進に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

新型コロナウイルス感染拡大をうけ、期せずして社会的に働き方改革が促進されることとなりました。当社グループにおいても、在宅勤務制度やフレックスタイム制度が概ね整備されましたが、今後はリモート環境での業務効率改善を図るべく、DXの更なる推進も重要となります。

コロナ禍での働き方改革とともに、柔軟で多様な働き方を可能とするダイバーシティの促進、従業員エンゲージメント向上への取り組み、健康経営、ROEや資本効率を意識した財務戦略などを推進し、経営基盤の強化に努めてまいります。

加えて、当社グループの持続的な成長には、新領域への事業拡大が必要となります。生活総合支援企業に向け、賃貸住宅以外の分野への積極的な進出、生活支援サービスの提供、積極的な事業提携やM&Aの検討などにより、当社グループの収益基盤を拡大し、企業価値の向上に努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	当社入社
2007年 4月	首都圏営業部長
2010年 4月	東海営業部長
2012年 4月	執行役員テナント営業統括部長
2014年 6月	取締役 執行役員テナント営業統括部長
2015年 4月	取締役 執行役員中日本建築事業本部長
2016年 4月	取締役 中日本建築事業本部長
2017年 4月	取締役 不動産事業本部長
2018年 4月	常務取締役 不動産事業本部長
2020年 4月	常務取締役 西日本建築事業本部長
2021年 4月	常務取締役 建築事業本部長（現任）

<取締役候補者とした理由>

竹内啓氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業の営業部門に携わり、建設事業では営業組織の活性化や営業戦略の強化、不動産事業では健全な入居率の維持と収益力の強化に取り組むなど、それぞれの事業の基盤強化に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、建設事業を統括する最高責任者として、建設受注の回復や設計力・技術力の向上、社会情勢の変化に順応した新たな営業手法の確立に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

当社ではこれまでダイレクトセールスを主とし、お客様に直接お会いする機会を増やし、誠実な提案をさせていただくことで賃貸住宅のシェアを伸ばしてきましたが、昨今の急激な環境変化により、これまでとは異なる営業手法の確立が早急に求められています。これは、今までの営業手法をブラッシュアップするのではなく、大きく改革をする必要があるということになります。

建設事業では現在、インサイドセールスの強化に取り組んでおり、新たなお客様のチャネルを開拓すべく、法人営業への注力、紹介を目的とした金融機関や不動産業社との提携、ネット反響の獲得強化なども推し進めており、既に一定の成果を生んでおります。

さらに、不動産事業本部での経験を活かしたエリアマーケティングや商品開発、新たに獲得した投資用マンション事業とのシナジーなどを活かし、グループ全体を上げて、コア事業である建設事業の業績回復に取り組んでまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 3月 当社入社
- 2013年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社)
取締役 賃貸管理部長
- 2015年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社)
常務取締役 経営企画室長
- 2016年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社)
専務取締役
- 2017年 4月 大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
- 2017年 6月 取締役 大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
- 2020年 4月 取締役 不動産事業本部長
兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
- 2021年 4月 常務取締役 不動産事業本部長
兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

佐藤功次氏は、長年にわたり、当社グループが管理する賃貸建物の管理事業に携わり、オーナー様には安定した賃貸経営と賃貸建物の資産価値の維持、入居者様には快適で安全な暮らしの提供などに取り組み、建物管理サービスの創出・品質向上に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、不動産事業本部長として、これまでの経験や知識を活かし、オーナー様・入居者様の満足度向上に加え、不動産仲介・売買事業の収益拡大に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者としたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

賃貸建物の管理事業は、業界全体が成熟しつつあり、どのようなサービスを提供できるかを各社が競い合う時代となっております。

当社グループも賃貸建物の管理に留まらず、オーナーさまの健全な賃貸経営のサポート、入居者さまへの利便性向上を目的としたサービスの提供に努めており、その一環として、生活支援サービスやサブスクリプションサービスの提供といった、新しいプラットフォームの構築・運用開始を目指しております。これからも管理品質・客付力の向上を軸に、新規事業の拡大・促進を図り、当社グループの売上・利益拡大に貢献できるよう努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1987年 8 月	当社入社
2011年 4 月	経営戦略室長兼業務企画部長
2012年 4 月	執行役員原価管理統括部長
2013年 4 月	執行役員設計統括部長
2014年 6 月	取締役 執行役員設計統括部長
2016年 4 月	取締役 設計統括部長
2017年 4 月	取締役 関連事業本部部長 介護・保育事業、海外事業担当（現任）

<取締役候補者とした理由>

内田寛逸氏は、長年にわたり、技術部門及び介護・保育事業、海外事業に携わり、技術部門では業界最高水準の技術力を目指して設計力・商品力の向上に取り組み、介護・保育事業、海外事業では、既存の関連事業の拡大強化に加えて新コア事業の創出に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、介護・保育事業、海外事業を担当する取締役として、新コア事業の強化拡大による当社グループの収益基盤の多角化に向けて職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

<候補者より株主の皆様へ>

生活総合支援企業への進化と新5ヵ年計画の達成のためには、コア事業である建設事業・不動産事業に加え、「新コア事業」と位置付けている「介護・保育事業」「エネルギー事業」「海外事業」の拡大と、新規事業への挑戦が重要となります。

海外事業、特にマレーシアホテルは世界的パンデミックの影響が直撃し、耐え忍ぶ状況が続いているものの、国内の介護・保育事業では施設数・利用者数が増加し、エネルギー事業については、LPガス事業の供給拡大に加え都市ガス事業のエリア拡大やメガソーラーの取得など、順調に拡大することができています。

加えてグループ各社間の連携をより強固に、戦略性を高めることで新規事業やグループシナジーを創出し、当社グループの収益基盤の多角化、ひいては中長期的な企業価値の向上に寄与できるよう努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	当社入社
2013年 4月	設計部長
2016年 4月	執行役員設計部長
2017年 4月	執行役員設計統括部長
2019年 4月	上席執行役員首都圏建築事業本部部長
2020年 4月	執行役員設計統括部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

館正文氏は、長年にわたり、建設事業の主要部門である設計部門に携わり、商品開発、設計・積算精度の向上や人材育成、コスト削減等に尽力してまいりました。また、ZEH賃貸住宅等の環境に配慮した商品開発や、当社の社会貢献活動のひとつである「未来のアスリートプロジェクト」の事務局長を務めるなど、当社のサステナビリティ・ESG活動を主導してまいりました。

現在は、設計部門の執行責任者として、多様なニーズに応え、環境に配慮した商品開発や、技術者をセールスエンジニアに登用するといった技術力のPRによる営業支援、また品質重視の工事監理者体制の拡充など、社会からの信頼獲得に向けて職務を遂行しております。

同氏が、長年携わってきた設計部門での豊富な知識や、環境活動・社会貢献活動における経験を活かし、当社グループのコア事業である建設事業の強化や、社会的な重要課題であるサステナビリティ・ESGの推進等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

<候補者より株主の皆様へ>

今回の感染症大流行は、災害と同じく「有事」と捉えており、これにより従業員のテレワーク移行など、働き方も大きく変化しています。この環境の中で当社事業を継続するためには、建設業でもデジタル技術の導入など、お客様に対して様々な工夫・進化が不可欠だと認識しております。

たとえばVR建物プレゼンテーションなどを活用したインサイドセールスの推進、建設分野において、DXも取り入れながらも、これまで当然に社会から求められてきた建築デザイン設計や品質検査・管理、建物性能の向上への取り組みは、継続して実施してまいります。

また、環境の観点からは、CLT建物の開発、再生可能エネルギーなどの促進に取り組むと共に、一般賃貸住宅の専門分野だけではなく、住宅以外を含めたリフォーム事業の展開や公共PFI事業への積極的な参入により、更なる収益基盤の拡大に努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1994年 2月 当社入社
- 2012年 4月 テナント営業推進部長（東日本担当）
- 2014年 4月 大東建物管理株式会社（現 大東建託パートナーズ株式会社）取締役
審査部長
- 2016年 4月 執行役員大東建物管理株式会社（現 大東建託パートナーズ株式会
社）常務取締役審査部長
- 2017年 4月 執行役員大東建託リーシング株式会社代表取締役社長（現任）

<取締役候補者とした理由>

守義浩氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である不動産事業に携わり、一括借り上げ事業における適正家賃の審査業務や、賃貸仲介事業における収益の拡大に尽力してまいりました。

現在は、大東建託リーシング株式会社の代表取締役社長として、既存の賃貸仲介ブランドの強化に加え、売買仲介事業や仲介店舗のフランチャイズ事業を立ち上げるなど、不動産仲介事業の収益基盤の拡大に向けて職務を遂行しております。

同氏が、長年携わってきた不動産事業での豊富な知識や、グループ会社の代表取締役としての経験を活かし、当社グループのコア事業である不動産事業の強化や、経営の監督強化等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

<候補者より株主の皆様へ>

新型コロナウイルス感染拡大を受け、世の中の動きは大きく変化し、デジタルとリアルの共存が加速しました。この変化により住宅に対しても新たなニーズが生まれ、賃貸仲介の果たすべき役割においても、柔軟な進化が求められています。

「いい部屋ネット」の継続的な成長に加え、より便利で有益なお部屋探し物件検索サイトの運営、接客品質の向上、不動産賃貸仲介ブランドの認知拡大により、反響獲得の強化を図ってまいります。

また、賃貸仲介事業に加え、フランチャイズ事業や売買仲介事業など、今後の不動産業界の動向を捉えながら、多様なお客様ニーズにお応えし続けることで、当社グループ連携による事業領域の拡大と売上・利益創出に努めてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月	大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所
1995年 4月	山口利昭法律事務所開所、同所代表弁護士（現任）
2004年 6月	株式会社フレンドリー社外監査役
2007年 4月	同志社大学法科大学院講師
2008年10月	日本内部統制研究学会理事（現任）
2010年 7月	一般社団法人日本公認不正検査士協会理事
2012年 7月	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム幹事
2013年 3月	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2013年 6月	当社社外取締役（現任）
	当社評価委員会（現 ガバナンス委員会）委員
2014年 8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事（現任）
2014年12月	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役
2015年 2月	大阪市交通局監査役
2015年 6月	消費者庁 公益通報者保護制度検討委員会委員
2017年 6月	当社ガバナンス委員会委員長（現任）
2018年 4月	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役（現任）

■ 在任期間 8年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席13回／開催13回（出席率 100%）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

山口利昭氏は、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士であります。その高い専門性と豊富な経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。また、当社ガバナンス委員会の議長として、指名や報酬の透明性・公平性の確保に主体的に関与いただいております。

よって、引き続き、同氏の高い専門性と経験にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

コーポレートガバナンス改革の進展、会社法の改正により、社外役員の役割はますます高まっています。アフターコロナを見据えて、当社がどのような事業戦略によって株主の皆様の期待に応えられるか、社外取締役の視点から真摯に考え、取締役会の意思決定に関与してまいります。さらに、当社グループのコンプライアンス経営の推進には、これからも自らの知見を活かしてまいります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
1985年 3月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
1991年 1月	同社ヴァイス・プレジデント
1994年 2月	同社エグゼクティブ・ディレクター
2000年12月	同社マネージング・ディレクター
2004年 4月	クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式会社（現 クレディ・スイス証券株式会社） マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長
2015年 6月	当社社外取締役（現任） 当社評価委員会（現 ガバナンス委員会） 委員（現任）
2018年10月	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 社外取締役・監査等委員（現任）

■ 在任期間 6年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席13回／開催13回（出席率 100%）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

佐々木摩美氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、女性の視点、グローバルな視野、投資家目線と、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、同氏の経験と見識にもとづくダイバーシティ・マネジメントへの貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者いたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

脱炭素社会を目指し、ESGへの対応が求められる中で、その取組みは業績向上に結びつくことが望ましいと考えています。また、更なるガバナンス体制の高度化が期待されていると認識しております。

グローバルな外資系金融機関で得た視座と知見、当社での社外取締役としての経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営監督機能を果たして企業価値の向上に貢献してまいりたいと存じます。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	三共株式会社（現 第一三共株式会社）入社
2001年 6月	同社取締役海外医薬営業本部長
2002年 6月	同社常務取締役
2003年 6月	同社代表取締役社長
2005年 9月	第一三共株式会社代表取締役社長兼CEO
2010年 6月	同社代表取締役会長
2014年 6月	同社相談役
2015年 6月	宇部興産株式会社社外取締役
2017年 6月	当社社外取締役（現任） 当社ガバナンス委員会委員（現任）
2019年 6月	宇部興産株式会社社外取締役・監査等委員（現任）
2019年 9月	株式会社理研鼎業社外取締役（現任）

■ 在任期間 4年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席13回／開催13回（出席率 100%）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

庄田隆氏は、第一三共株式会社において、経営者として長年企業経営に携わり、企業経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する見識を有しています。さらにCSR活動にも積極的に取り組んだ経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、同氏の企業経営の経験と見識にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者いたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

大東建託グループは、取り巻く事業環境が激しく変化する中であって、「新5ヵ年計画」に基づき、賃貸住宅専業から、総合賃貸業を核とした地域密着型の生活総合支援企業への進化と更なる成長を目指しています。当社の企業価値向上は、全てのステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、社会全体）の共感、支持、期待に応えた成長戦略の遂行にあると考えています。

取締役会などの場を通じて、経営の重要事項につき議論を尽くし、経営の透明性確保に努め、更なるコーポレートガバナンス向上と経営の監督の責任を果たすことにより、当社の企業価値向上に貢献できるように努めて参ります。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1988年 9月	パークレイズ証券会社入社
1992年10月	井上・斉藤・英和監査法人（現あずさ監査法人）入社
1998年 4月	検察官任官
2007年 9月	第二東京弁護士会登録、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
2009年 7月	東京国税局（任期付公務員）
2012年 7月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
2016年 1月	長島・大野・常松法律事務所入所（現任）
2020年 3月	アカルタスホールディングス株式会社社外取締役・監査等委員（現任）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

入谷淳氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験にもとづくコーポレート・ガバナンス強化への貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者としていたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

コロナ禍により、人々の価値観・行動様式が変化し、企業を取り巻く環境も大きく変化しています。そのような中、企業においては、取締役会が機能を十分に発揮し、経営者の迅速・果敢な経営判断を支えるとともに、実効性の高い経営監督機能を果たすことが益々重要となるものと認識しています。

公認会計士として培った財務・会計的な視点を活かし、当社の新たな成長の実現、持続的な企業価値の向上に貢献できるように取り組んで参ります。また、当社のコーポレートガバナンス強化・コンプライアンス経営の推進のために、企業の危機管理をサポートしてきた弁護士としての自らの知識・経験を活かしてまいります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	うのまさやす 鵜野 正康	常勤監査役 当社ガバナンス委員会委員	再任	社外	独立
2	まつしたまさ 松下 正	—	新任	社外	独立
3	こばやしけんじ 小林 憲司	—	新任	社外	独立

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者鵜野正康、松下正及び小林憲司の各氏は、社外監査役候補者であります。なお、鵜野正康氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、松下正及び小林憲司の両氏は、選任後、両取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ることを予定しております。
3. 鵜野正康氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、松下正及び小林憲司の各氏は、選任後、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。
4. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。各候補者が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年 8 月	監査法人中央会計事務所入所
1984年 9 月	インテグラン株式会社入社
1996年10月	ユーエスロボティクス株式会社代表取締役社長
1997年11月	スリーコムジャパン株式会社代表取締役副社長
1998年10月	日本ルーセントテクノロジー株式会社取締役事業部長
2000年10月	日本アバイア株式会社代表取締役社長
2005年 3 月	株式会社ネットインデックス (現 株式会社ネクスグループ) 代表取締役社長
2007年11月	株式会社インデックス・ホールディングス取締役
2009年 6 月	当社監査役 (現任)
2012年12月	当社評価委員会 (現 ガバナンス委員会) 委員 (現任)

■ 在任期間 12年 (本定時株主総会終結時)

■ 取締役会への出席状況 13回/13回 (出席率 100%)

■ 監査役会への出席状況 12回/12回 (出席率 100%)

<社外監査役候補者とした理由>

鵜野正康氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。その知識や経験に基づき監査を行うとともに、社外監査役として独立した立場から意見を述べ、当社の経営に対する監査機能を十分に発揮しております。また、常勤監査役として、取締役会だけでなく業務執行に関わる重要な会議にも出席し意見を述べ、監査機能の実効性向上に努めております。今後は、豊富な監査経験と当社グループに関する知識を活かし、監査役の後継者育成にも尽力していただきたく考えております。

よって、引き続き、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役候補者としたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

公認会計士として監査業務に携わったのち、企業経営全般の研鑽のために米国の大学院で学び、その後20年間、日米のIT企業数社の役員として経営に従事し、また、証券市場への株式公開も主導しました。

社外監査役として株主の皆さまの負託に応えるべく、独立した公正不偏な立場から、会計の知見に基づいての会計監査はもとより、ガバナンス、内部統制の整備・運用状況等の体制の確認や職務執行に関する業務監査を内部監査部門等と連携して実践してまいります。IT業界での経営経験から企業価値の増大に向けて、相互信頼の精神に則して取締役等とともに会社の発展に寄与できるよう取り組んでまいります。



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1989年 4月 東京弁護士会登録、東京青山法律事務所（現ベーカー・マッケンジー法律事務所）入所
- 1998年 1月 GE 横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア）入社
- 1999年 1月 同社取締役
- 2003年 3月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（GE ジャパン）取締役副社長
- 2005年 7月 株式会社ファーストリテイリング入社
- 2005年 9月 同社取締役上席執行役員
- 2010年 7月 シーメンス ジャパン株式会社取締役
- 2011年 3月 コクヨ株式会社取締役常務執行役員
- 2015年 3月 株式会社アダストリア入社
- 2017年 5月 同社代表取締役
- 2018年 4月 株式会社サイプレス社外取締役（現任）
- 2020年 1月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長 統括弁護士（現任）
- 2020年 4月 株式会社after F I T社外取締役（現任）

<社外監査役候補者とした理由>

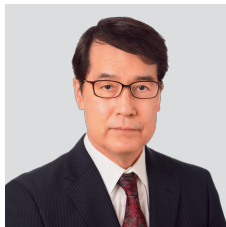
松下正氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しております。これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役候補者といたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

弁護士として8年ほど、国際企業の法律実務に携わり、その後、欧米の会社や日本の上場企業に取締役として、社内法務、企業管理全般、そして経営者として、いろいろな業種の経営に関わり、同時にコーポレートガバナンスの改善に取り組んで参りました。法律、内部統制、コンプライアンスなどに十分配慮しつつも、経営者チームによる持続的な企業価値増大への取り組みを後押しできる、バランスの取れたコーポレートガバナンスの向上に尽力していく所存です。



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	三井信託銀行株式会社入行
1989年 9 月	監査法人朝日新和会計社入社
1994年 4 月	永野森田公認会計士事務所（米国）入所
1997年 9 月	新日本アーンストアンドヤング株式会社入社
2001年10月	同社取締役
2005年 4 月	アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社マネージングディレクター
2007年 7 月	ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役（現任）
2013年 3 月	Z E Nホールディングス株式会社取締役
2015年 3 月	同社代表取締役

<社外監査役候補者とした理由>

小林憲司氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザーの経験も有しております。これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役候補者といたしました。

<独立性について>

同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、当社としては独立性は十分確保されているものと判断いたします。

<候補者より株主の皆様へ>

私は公認会計士として日米で監査等の会計業務に従事した後、長くM&Aなどの取引支援業務に従事してきました。また建設不動産関連の持ち株会社の経営に携わった経験もあります。そのような財務会計及び税務の知識と取引支援業務等の経験を活かし、株主の皆様の負託に応えるべく、社外監査役として公正な立場でコーポレートガバナンスの構築と企業価値の向上のために取り組みたいと考えています。また取締役あるいは内部及び外部監査人とのコミュニケーションを図り、問題点を適切に把握し、会社の発展に寄与できればと考えています。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の選任ガイドライン

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

【ご参考】当社社外役員（取締役及び監査役）の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
2. 議決権保有関係者
①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. その他
①上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

- (注) 1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

以 上

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

1. EY新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として長期にわたって選任してまいりましたが、同監査法人の監査継続年数が長きに渡ること、及びその間の当社の事業領域・規模の変化を考慮し、監査役会において、新たな会計監査人への変更を決定したものであります。当社の会計監査人评价基準・選定基準に従って、同法人を含む複数の監査法人を対象として検討した結果、EY新日本有限責任監査法人は、当社グループの主たる事業である建設業・不動産業及びその周辺事業を営む会社を多数監査しており、当社グループの事業拡大や当社グループを取り巻く環境の変化に対応した、新たな視点での監査が期待できること、また従来と異なる視点や手法による監査を通じた財務諸表の更なる信頼性の向上が期待できることから、同監査法人が適任であると判断しました。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名称	EY新日本有限責任監査法人		
事業所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		
沿革	2000年4月	監査法人太田昭和センチュリー設立	
	2001年7月	新日本監査法人に名称変更	
	2008年7月	新日本有限責任監査法人に名称変更	
	2018年7月	EY新日本有限責任監査法人に名称変更	
概要	資本金	1,060百万円	
	人員構成	公認会計士	3,001名
		公認会計士試験合格者等	1,179名
		その他	1,469名
		合計	5,649名

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響等により経済活動の停滞を余儀なくされ、一時的にやや回復の兆しがみられたものの、足元の感染再拡大により、依然として先行きの不透明な状況が続いています。

住宅業界においては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き感染拡大防止策を踏まえた営業活動等、柔軟な対応が求められる状況が続いています。

このような環境の中、新設住宅着工戸数は2020年4月～2021年3月累計で前期比8.1%の減少となりました。当社グループが主力とする賃貸住宅分野においても、金融機関の融資厳格化や新型コロナウイルス感染症等の影響により、貸家着工戸数が同4月～3月累計で前期比9.4%の減少となりました。

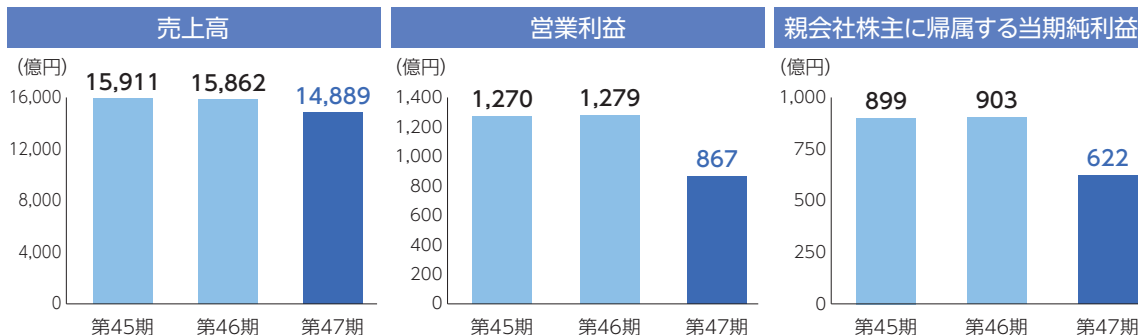
一方で、利便性の高い、安心・快適な賃貸建物の需要は引き続き底堅く推移するものと見込まれます。賃貸住宅分野は、入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、入居者様の多様化するニーズに応え、災害に強い防災賃貸住宅、環境に配慮した賃貸住宅、ライフスタイルに合わせたスマート賃貸住宅など、サステナブルな付加価値を生み出していく必要があります。

このような状況の中、中期経営計画「新5ヵ年計画」（2019年度～2023年度）の3年目として、基本方針「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業へ」の下、「ウィズコロナ」を踏まえた営業スタイルの確立や120万戸超の管理戸数を活かしたストックビジネス等、賃貸住宅事業および周辺事業の更なる強化を図っていくとともに、賃貸住宅事業以外の新しい取り組みを着実に促進し、賃貸住宅専業から総合賃貸業を核とした生活総合支援企業を目指してまいります。

② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆4,889億15百万円（前期比6.1%減）、営業利益867億38百万円（前期比32.2%減）、経常利益906億7百万円（前期比31.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益622億85百万円（前期比31.1%減）を計上し、13期ぶりの減益となったものの、計画目標を上回ることができました。

コロナ禍により平時の事業活動が困難な中で計画目標を達成することができたのは、オーナー様・入居者様・取引先様をはじめとするステークホルダーの皆さまのご支援によるものと感謝申し上げます。

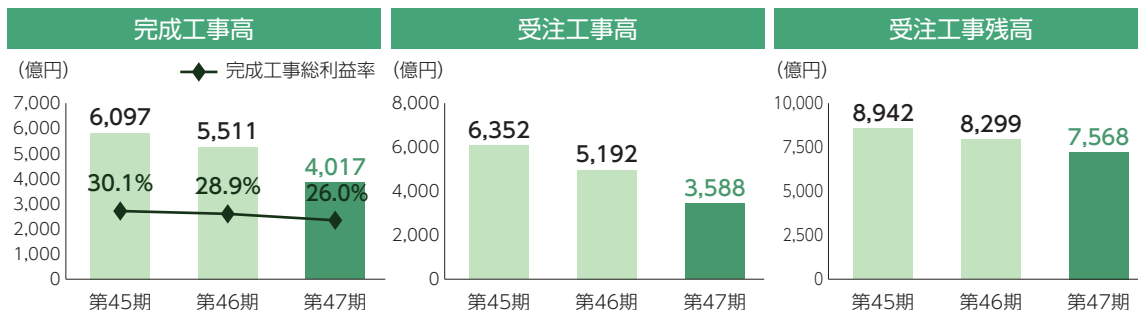


③ セグメント別の経過及びその成果

■ 建設事業

建設事業につきましては、緊急事態宣言下での営業活動自粛・施工現場休止の影響等により、完成工事高は4,017億9百万円（前期比27.1%減）となりました。完成工事総利益率は、完成工事高減少による固定費率の相対的な上昇等により、前期比2.9ポイント低下の26.0%となりました。

また、受注工事高は、3,588億1百万円（前期比30.9%減）となり、2021年3月末の受注工事残高は、7,568億18百万円（前期比8.8%減）となりました。

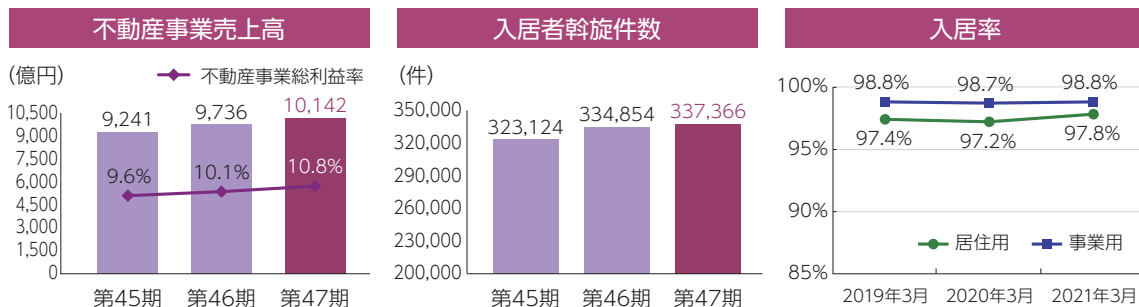


■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件が増加したこと、コロナ禍においても好調な入居率を背景に、借上会社である大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウスリーブ株式会社の収入が拡大したことなどにより、不動産事業売上高は1兆142億62百万円（前期比4.2%増）となりました。

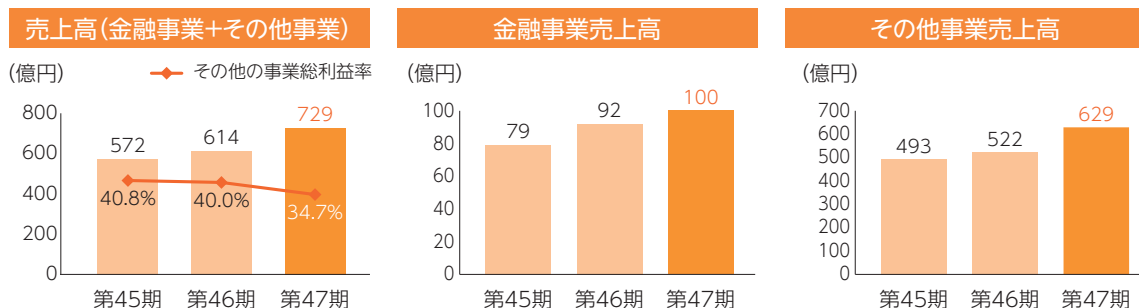
入居者斡旋件数（※）は、2020年4月の緊急事態宣言下で一時的に店舗閉鎖の影響を受けたものの、前期比0.8%増の337,366件となりました。また、2021年3月の入居率は、居住用で97.8%（前年同月比0.6ポイント上昇）、事業用で98.8%（前年同月比0.1ポイント上昇）となりました。

（※）大東建託リーシング株式会社、大東建託パートナーズ株式会社の合計件数（他社管理物件を含む）

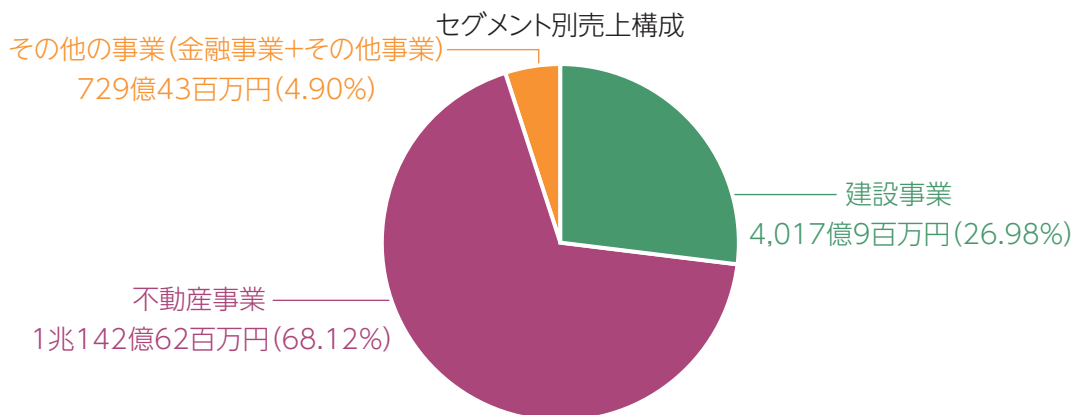


■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業の売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりマレーシアホテルの稼働率低下が継続している一方で、コロナ禍における「巣ごもり需要」を背景としたガス使用量の増加や、投資マンション事業を主力とする株式会社インヴァランスの連結子会社化により、その他の事業売上高は729億43百万円（前期比18.6%増）となり、営業利益は133億62百万円（前期比5.0%増）となりました。



<セグメント別売上高>



セグメント区分		第46期(ご参考) 売上高(百万円)	第47期 売上高(百万円)	前期比増減率(%)
建設事業	居 住 用	536,551	383,554	△28.5%
	事 業 用	5,175	6,316	22.1%
	そ の 他	9,377	11,838	26.2%
	計	551,103	401,709	△27.1%
不動産事業	一 括 借 上	884,186	922,570	4.3%
	営 繕 工 事	32,023	30,222	△5.6%
	不 動 産 仲 介	20,302	20,324	0.1%
	家 賃 保 証 事 業	14,256	16,740	17.4%
	電 力 事 業	7,241	7,526	3.9%
	賃 貸 事 業	6,628	6,744	1.7%
	そ の 他	9,056	10,133	11.9%
計	973,694	1,014,262	4.2%	
金 融 事 業	計	9,240	10,017	8.4%
そ の 他 事 業	計	52,254	62,925	20.4%
合 計		1,586,293	1,488,915	△6.1%

(2) 対処すべき課題

当期は、連結営業利益において、2008年3月期以来、13期ぶりの減益となりました。

主な要因は、建設事業における受注・完成工事高の減少であり、新型コロナウイルス感染症拡大による施工現場の休止、訪問営業の自粛等の影響を受けた形となりました。建設事業においては、「ウィズコロナ」を前提とした新たな営業手法の確立や新規販売チャネルの開拓、採用・育成活動の強化により、早急な受注回復を目指してまいります。

不動産事業においては、コロナ禍により退去件数が減少した一方、入居需要は旺盛であり、当社管理建物の入居率は居住用建物・事業用建物ともに過去最高水準で終えることができました。豊富な管理戸数と堅調な入居率を基盤として、一括借り上げ事業・賃貸仲介事業をはじめ、保証事業・電力事業などの周辺事業においても増益となりました。今後は、120万戸を超える管理建物を活かしたストックビジネスの拡大や、200万人を超える入居者様を結ぶオンライン・プラットフォームの構築を推進し、生活総合支援企業として、より高付加価値なサービスを提供してまいります。

その他の事業においては、コロナ禍によりマレーシアでのホテル事業が大きく影響を受けていますが、国内でのガス供給事業は安定して推移しています。引き続き、感染症拡大への柔軟な対応と新規事業の開拓により、当社グループ全体での収益向上に努めてまいります。

また近年、ESG・サステナビリティといった社会課題に対する注目が高まっております。「新5ヵ年計画」が3年目を迎えるにあたり、中長期的な企業価値向上のためには業績の拡大のみならず、これらの社会課題への取り組みが一層重要になると考えております。当社グループにおいては、環境に配慮した商品開発や施工体制の確立から、働き方改革・ダイバーシティ・従業員エンゲージメントの推進など、サステナブル経営をこれまで以上に重視した事業活動を行ってまいります。

「新5ヵ年計画」の概要及び計画達成に向けたセグメント別の施策は次のとおりです。

① 「新5ヵ年計画」の概要

当社グループは、「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業」に向けて、コア事業である建設事業・不動産事業の強化に加え、商業施設・レンタルオフィス等の住宅以外の賃貸事業へ事業領域を広げ、さらに生活に密着したサービス事業へ領域を拡大することで、総合賃貸業を核とした「生活総合支援企業」を目指します。

数値目標としましては、2024年3月期に、売上高2兆2,000億円、営業利益1,800億円、連結営業利益率7%以上、ROE（自己資本当期純利益率）20%以上の実現を目指すとともに、貸家着工戸数においては、シェア20%以上を獲得することを設定しております。

新5ヵ年計画（2024年3月期<第50期>計画）			
売上高	2兆2,000億円	営業利益	1,800億円
完成工事総利益率	30%以上	連結営業利益率	7%以上
貸家着工シェア 20%以上	対家賃空室率 4%以下	配当性向・総還元性向 50%	（自己株式の取得は休止 成長投資に充当）

② セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、土地活用や資産承継のニーズを踏まえたコンサルティング営業を継続していくとともに、Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やL C C M（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）賃貸集合住宅など、「脱炭素」への社会的課題解決に向けた商品の開発や意匠設計の自由度が高まる新工法の開発等に取り組んでまいります。また、デジタルマーケティング等を活用した営業スキームの構築など、営業チャネルの多角化に注力し、「ウィズコロナ」を踏まえたインサイドセールスやオンラインセミナー等、リモート営業による顧客獲得機会の創出にも努め、更なる事業の拡大を図ってまいります。

■不動産事業

不動産事業では、蓄積されたデータに基づく市場調査と高い斡旋力を背景に、高水準の入居率を維持すべく、入居者様のライフスタイルに合わせた良質な住空間と暮らしのサービスを引き続き提供いたします。また、「いい部屋ネット」ブランドと当社店舗運営のノウハウを活かしたフランチャイズ事業を拡大していくとともに、当社が構築するオンライン・プラットフォームを通じ、200万人を超える入居者様を対象に生活支援サービスを提供することで、入居者様の利便性向上および収益拡大を図ってまいります。

■その他の事業（金融事業＋その他事業）

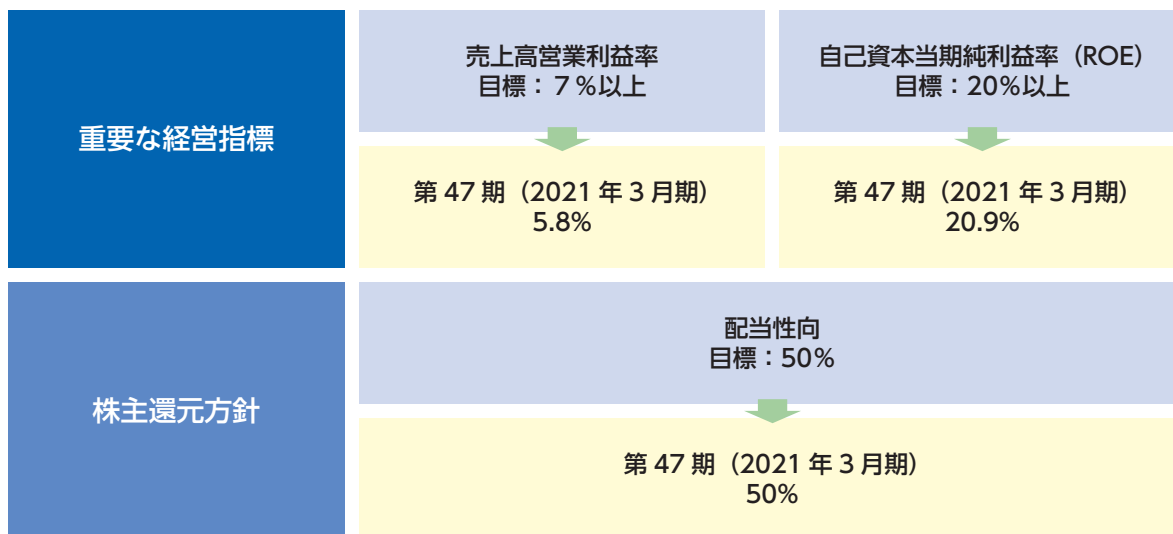
その他の事業では、引き続き、ガス供給事業や介護・保育事業を推進していくとともに、投資マンション事業を主力とする株式会社インヴァランスとの新たなシナジーを創出してまいります。また、サービスオフィス事業の拡大や社内ベンチャー制度を活用した新規事業の創出等、事業領域の拡大を図ってまいります

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、連結配当性向50%を目標としております。



(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は133億52百万円で、その主なものは、基幹システムの刷新に係るものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として、700億円のコミットメントライン契約（期間1年）を締結しました。

また、既存借入金の借り換え資金673億円を含む、総額870億円の資金調達をシンジケートローンにより行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期
売 上 高(百万円)	1,557,017	1,591,178	1,586,293	1,488,915
営 業 利 益(百万円)	126,369	127,047	127,956	86,738
経 常 利 益(百万円)	131,533	132,240	133,028	90,607
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	87,829	89,930	90,380	62,285
1株当たり当期純利益	1,165円29銭	1,212円20銭	1,306円71銭	909円31銭
総 資 産 額(百万円)	842,978	859,772	880,289	919,454
純 資 産 額(百万円)	297,039	302,298	286,161	308,206

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第44期 2018年3月期	第45期 2019年3月期	第46期 2020年3月期	第47期 2021年3月期
売 上 高(百万円)	634,848	614,059	553,359	404,107
営 業 利 益(百万円)	64,398	61,468	55,474	7,688
経 常 利 益(百万円)	92,553	110,612	97,875	51,056
当期純利益(百万円)	69,020	88,932	78,464	46,767
1株当たり当期純利益	915円73銭	1,198円75銭	1,134円43銭	682円76銭
総 資 産 額(百万円)	577,128	583,819	583,695	597,870
純 資 産 額(百万円)	146,945	153,636	125,430	132,058

(6) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社との関係**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大東建託パートナーズ株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、リフォーム事業
大東建託リーシング株式会社	東京都港区	100百万円	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業
良部屋商务咨询(上海)有限公司	中国上海市	1,000千 USドル	100.0%	賃貸アパート・マンション等の仲介事業
大東ファイナンス株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつなぎ融資等
ハウスコム株式会社	東京都港区	424百万円	51.7%	賃貸アパート・マンション等の仲介
ハウスコムテクノロジーズ株式会社	東京都港区	45百万円	51.7%	広告事業等
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10百万円	51.7%	リフォーム事業
株式会社宅都	大阪府大阪市	50百万円	51.7%	賃貸アパート・マンション等の仲介
大東スチール株式会社	静岡県焼津市	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	東京都北区	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	デイサービスセンター及び保育施設の運営
株式会社ガスパル	東京都品川区	120百万円	100.0%	LPガス供給事業等
大東コーポレートサービス株式会社	東京都品川区	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東みらい信託株式会社	東京都港区	150百万円	100.0%	不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等
少額短期保険ハウスガード株式会社	東京都港区	250百万円	100.0%	少額短期保険業
ハウスペイメント株式会社	東京都港区	120百万円	100.0%	クレジットカード決済代行

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ガスパル九州	福岡県福岡市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
大東ガスパートナー株式会社	沖縄県浦添市	40百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル中国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル四国	岡山県岡山市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社ガスパル東北	宮城県仙台市	110百万円	100.0%	LPガス供給事業
株式会社インヴァランス	東京都渋谷区	143百万円	100.0%	資産運用型マンション開発・販売業
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.	シンガポール ロビンソンロード	175,709千 USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	86,529千 リンギット	100.0%	ホテル事業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール市	79,034千 リンギット	100.0%	ホテル事業
D.T.C. REINSURANCE LIMITED	英領バミューダ諸島	3,001千 USドル	100.0%	火災保険の再保険会社
DAITO KENTAKU USA,LLC	アメリカ デラウェア州	77,854千 USドル	100.0%	不動産開発業
JustCo DK Japan株式会社	東京都港区	100百万円	51.0%	フレキシブル・ワークスペース事業
ロピクマ株式会社	東京都港区	100百万円	51.0%	施設予約ポータルサイトの運営

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. 当社は、2020年11月2日付けで、株式会社インヴァランスの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。
3. 当社は、株式会社EPARKとの合併会社として設立したロピクマ株式会社について、2021年1月15日付けで、増資により連結子会社化いたしました。
4. 当社の子会社であるハウスコム株式会社は、2021年3月1日付けで、株式会社宅都の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。
5. 当社の子会社である大東建託パートナーズ株式会社は、2020年10月1日付けで、同社の子会社である大東エナジー株式会社を吸収合併いたしました。
6. 当社の子会社であるケアパートナー株式会社は、2020年10月1日付けで、当社の子会社である株式会社さくらケア及び株式会社うめケアを吸収合併いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
 (2) 発行済株式の総数 68,863,575株 (自己株式55,404株を除く。)
 (3) 株主数 19,628名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,755	8.36
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,560	6.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,851	5.59
光 通 信 株 式 会 社	1,626	2.36
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,606	2.33
大 東 建 託 協 力 会 持 株 会	1,588	2.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT	1,109	1.61
大 東 建 託 従 業 員 持 株 会	1,056	1.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,050	1.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	1,023	1.49

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (55千株) を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式55千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する768千株、株式給付信託が所有する487千株、及び役員報酬BIP信託が所有する47千株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 克 満	建築事業本部長
常 務 取 締 役	川 合 秀 司	経営管理本部長兼関連事業本部長
常 務 取 締 役	竹 内 啓	西日本建築事業本部長
取 締 役	内 田 寛 逸	関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当
取 締 役	齊 藤 和 彦	東日本建築事業本部長
取 締 役	佐 藤 功 次	不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役 (社外)	山 口 利 昭	当社ガバナンス委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本内部統制研究学会理事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役
取 締 役 (社外)	佐々木 摩 美	当社ガバナンス委員会委員 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役・監査等委員
取 締 役 (社外)	庄 田 隆	当社ガバナンス委員会委員 宇部興産株式会社社外取締役・監査等委員 株式会社理研鼎業社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役（社外）	鵜野正康	当社ガバナンス委員会委員
監査役（社外）	蜂谷英夫	当社ガバナンス委員会委員 蜂谷法律事務所代表弁護士
監査役（社外）	藤巻和夫	当社ガバナンス委員会委員 藤巻総合コンサルティング代表

- (注) 1. 中上文明氏は、2020年6月26日開催の当社第46期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 齊藤和彦氏は、2021年3月31日をもって、取締役を辞任いたしました。
3. 山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆の各氏は、社外取締役であります。
4. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
5. 監査役鵜野正康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役藤巻和夫氏は、米国公認会計士の資格を有しており、国際的な財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美及び庄田隆、並びに監査役鵜野正康、蜂谷英夫及び藤巻和夫の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
8. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(2021年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林克満	
常務取締役	竹内啓	建築事業本部長
常務取締役	佐藤功次	不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長

(参考) 2021年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	鈴 木 崇 之	中京建築事業部長
執 行 役 員	舘 正 文	設計統括部長
執 行 役 員	山 田 昭 司	西関東建築事業部長
執 行 役 員	田 中 正 義	大東みらい信託株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	福 田 和 宣	大東コーポレートサービス株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	守 義 浩	大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	川 原 栄 司	大東建託パートナーズ株式会社専務取締役
執 行 役 員	小石川 正 幸	営業統括部長
執 行 役 員	中 村 浩 一	西日本建築事業本部部長
執 行 役 員	松 藤 潤	首都圏建築事業本部長
執 行 役 員	柴 田 哲 也	大東建託リーシング株式会社常務取締役
執 行 役 員	泉 和 宏	工事統括部長
執 行 役 員	中 村 武 志	業務統括部長
執 行 役 員	白 崎 武	東日本建築事業本部長
執 行 役 員	竹 中 郁 裕	首都圏建築事業本部部長
執 行 役 員	岡 本 司	経理部長
執 行 役 員	岡 本 栄 司	西日本建築事業本部長
執 行 役 員	天 野 豊	事業戦略室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名全員、及び社外監査役3名全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

A. 社外取締役との責任限定契約

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

B. 社外監査役との責任限定契約

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2018年6月18日開催の取締役会において現在の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において、当該決定方針について確認の再決議をしております。当該方針は、ガバナンス委員会への答申を経たうえで取締役会で決定しております。

取締役の報酬決定にあたっては、株主との利害の共有及び持続的な企業価値の向上を目的とし、健全なインセンティブが働く「業績連動重視型」を基本方針としています。この基本方針にもとづき、取締役の報酬は固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬である賞与・株式報酬で構成しており、中長期的には、業績目標の達成率が100%である場合に基本報酬：賞与：株式報酬の割合が1：2～3：2～3となるよう報酬構成を設計しております。

当事業年度に係る取締役の報酬については、ガバナンス委員会が中心となり実施する取締役相互評価の結果をもとに、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施したうえで原案を作成しているため、取締役会においてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役の報酬について

取締役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に0.45%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。

また、上記金銭報酬とは別枠で、取締役の株式報酬は、2019年6月25日開催の当社第45期定時株主総会において、3年間の対象期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）で210,000ポイント未満（ただし、ROE20%未満及び配当性向50%未満の場合は付与しない。）、もしくはBIP信託へ拠出される金員で19億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）です。

b. 監査役の報酬について

監査役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の監査役の員数は4名（うち社外監査役は4名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて、代表取締役社長建築事業本部長である小林克満に取締役の個人別の報酬額の内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、取締役相互評価結果及び、ガバナンス委員会へ諮問し答申を得た取締役の個人別の評価の最終承認であり、これらの評価結果により各取締役の基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の割り当て数を決定しております。

上記の権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の業務執行の評価を行うのに、代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の評価及び報酬原案をガバナンス委員会へ諮問し、答申を得ております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	固定報酬		業績連動報酬		支給総額
		基本報酬	賞 与	非金銭報酬		
				株式報酬	ストック オプション	
社内取締役	7名	317百万円	239百万円	63百万円	49百万円	668百万円
社外取締役	3名	36百万円	-	-	-	36百万円
社外監査役	3名	55百万円	-	-	-	55百万円
合 計 (うち社外)	13名 (6名)	408百万円 (91百万円)	239百万円 (-)	63百万円 (-)	49百万円 (-)	760百万円 (91百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
 2. 上記のストックオプションの金額は、2018年度に終了したストックオプション制度に係る当事業年度中の費用計上額です。2019年度以降、新規の割り当ては行っていません。
 3. 取締役(社外取締役を除く。)の支給人数には、2020年6月26日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員数は、取締役9名及び監査役3名であります。

⑤取締役の報酬等の内容

a. 基本報酬(固定枠)

基本報酬は、企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定しております。

b. 賞与(短期業績連動報酬)

賞与については、株主と利害を共有するため、当事業年度の連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に取締役会で定めた一定の比率(0.45%)を乗じたうえで、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業に係る業績指標の実績に応じて、規定のテーブルをもとに取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役に支給いたしません。これらの指標は、取締役と従業員との業績目標の共有を図るため、従業員賞与の算定に用いる指標と共通の指標としています。賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給いたしません。なお、当事業年度における連結当期純利益は622億円、業績指標の達成率は80%でした。

c. 株式報酬（中長期業績連動報酬・非金銭報酬）

2019年6月25日開催の第45期定時株主総会における決議に基づき、当社業績及び株主価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との利害共有を強化することを目的に、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代わる中長期業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

2019年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度、及び以降の各3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに合計19億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（BIP信託）を設定します。当社は信託期間中、取締役に対するポイントの付与を行います。対象期間である3事業年度を対象として取締役に対するポイント数（当社株式数）の上限は210,000ポイント（210,000株）とし、ポイント付与にはROE20%及び配当性向50%の達成を条件とします。

本制度は業績連動部分と非業績連動部分から構成されます。業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等（2019年に設定する制度では連結営業利益成長率を採用）に応じて0%～150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

業績連動部分は対象期間終了後、非業績連動部分は取締役の退任時、信託は取締役に対してポイント数に応じて当社株式等の交付及び換価処分金相当額の給付を行います。

当社は、信託の信託期間満了時において、新たな信託を設定し、または信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています（当該信託契約の変更及び追加信託がされた場合には、信託の設定がされたものと同様に扱う）。信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）及び金銭があるときは、これらの金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円の範囲内とします。

⑥監査役の報酬等の内容

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

(参考) 取締役の報酬等の体系

報酬の種類		内容	固定/変動	報酬限度額/条件
基本報酬		企業業績、従業員の昇給率、勤続年数、業界他社の報酬、貢献度などを考慮して決定。	固定	〈上限〉：総額10億円/年 (うち社外取締役5,000万円以内)
賞与		連結当期純利益に0.45%を乗じ、業績指標の実績に応じて規程のテーブルから総額を算出。各取締役の単年度の貢献度などを考慮して個別の支給額を決定。	変動	〈上限〉：総額10億円/年 (社外取締役は対象外) 〈条件〉：連結当期純利益200億円超 かつ一定の業績達成
株式報酬	業績非連動	役位を基準として決定。取締役退任時に給付。	固定	〈上限〉：拠出総額19億円/3年 かつ普通株式の総数21万株/3年
	業績連動	役位を基準とし、3年間の業績目標などの達成度に応じて0~150%を乗じて決定。対象期間(3事業年度)終了後に給付。	変動	〈条件〉：ROE20%以上 かつ配当性向50%以上

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
山口利昭	山口利昭法律事務所代表弁護士	いずれも取引関係はありません。
	日本内部統制研究会理事	
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事	
	大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役	
佐々木 摩 美	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役・監査等委員	取引関係はありません。
庄 田 隆	宇部興産株式会社社外取締役・監査等委員 株式会社理研鼎業社外取締役	いずれも取引関係はありません。

b. 社外監査役

氏名	重要な兼職先及び兼職の内容	重要な兼職先と当社との関係
鵜野正康	該当はありません。	—
蜂谷英夫	蜂谷法律事務所代表弁護士	取引関係はありません。
藤巻和夫	藤巻総合コンサルティング代表	取引関係はありません。

(注) 監査役蜂谷英夫氏は、2011年7月に当社との間で請負金額を23百万円とする建築工事請負契約を締結いたしましたが、2012年1月に建築工事を完了し、建物の引渡しを完了しております。

なお、請負金額については、他の顧客と同様の条件にて決定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
山口 利昭	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、取締役会実効性評価や、取締役会付議基準の改定など、高い専門性に基づく助言や客観的な目線での経営の監督等を実践し、期待する役割を果たしております。</p>
佐々木 摩美	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントにより培った豊富な経験や知識を活かし、女性の視点や投資家目線で各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、投資・M&A案件等についてファイナンスの観点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p>
庄田 隆	13回中13回 (100%)	<p>取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者としての長年の活躍による豊富な経験や知識、及び企業経営者としてのCSR活動への積極的な取り組みにもとづく豊富な知見を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、中期経営計画の進捗や次期経営体制案等に対し、当社の現状を把握した上で、理想となる組織の提言により検討を促すなど、経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p>

b. 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)	主な活動状況
鵜野正康	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	<p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に係る高い専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
蜂谷英夫	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	<p>取締役会では、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>
藤巻和夫	13回中12回 (92%)	12回中11回 (91%)	<p>取締役会では、上場会社での社外監査役の経験、米国公認会計士としての専門的な知識、及びコンサルタントとして経営に関与してきた豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価における評価結果や個別ヒアリング結果の確認を行うとともに、代表取締役が策定した次期経営体制案等について適宜意見を述べています。</p>

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はおりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	97百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	155百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務執行に関する情報（電磁的記録を含む、以下「情報等」とする。）を文書の保存・廃棄に関する法令・社内規程に基づき保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、社内手続に従い、これらの保存された文書を閲覧できる。
- 3) 当社は、情報セキュリティに関する社内規程に基づき情報保存の安全性を確保する。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、損失の危険に関する管理体制を構築するためのリスク管理の基本方針を定める。
- 2) 当社は、職務分掌及び職務権限に関する社内規程に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社における損失の危険に関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、品質管理及び安全衛生管理に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人及び工事現場における取引先作業員がこれらの基準を遵守するよう担当部署が監督し、不具合や事故の防止体制を整備する。
- 4) 当社は、個人情報保護に関する社内基準を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれを遵守するよう担当部署が監督し個人情報の不適切な持ち出し、紛失、盗難、漏えいの防止体制を整備する。
- 5) 当社は、財務報告に係る内部統制の適正確保に関する社内基準を定め、担当部署が全社的な内部統制の状況並びに業務及び決算財務プロセスの適正性をモニタリングするとともに、担当取締役及び監査役へ評価結果を随時報告する。
- 6) 当社は、重大災害発生時において、当社グループ使用人を含むステークホルダーの被害を最小限度に抑えるため、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、当社及びグループ各社の使用人がこれに基づいて行動するよう担当部署が教育や訓練を行わせるなど、影響を最小化する体制を整備する。

③ 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することの監視及び監督を強化する。

- 2) 当社は、法令、就業規則、事業活動倫理に関する社内基準に基づき、当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役又は執行役員をして、管掌する部門・グループ会社におけるコンプライアンスに関する管理体制を整備させる。
- 3) 当社は、内部監査を担当する部署をして、当社各部門及び各拠点を対象に業務監査を実施させ、業務遂行が社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに、問題があれば適切に是正させる。
- 4) コンプライアンスを担当する取締役は、コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所に内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努める。
- 5) コンプライアンスを担当する取締役は、執行役員及び使用人に対するコンプライアンスの教育及び情報提供の機会を定期的に設け、遵法意識の啓蒙に努める。
- 6) 当社は、グループを含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を毎月1回開催し、同取締役会は、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、各取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。
 - 2) 当社は、当社及びグループ各社の事業分野を「建築事業を所管する本部」「不動産事業を所管する本部」「経営管理を所管する本部」「関連事業を所管する本部」等に区分し、各本部の最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置する。
 - 3) 当社は、各本部の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成する経営会議を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果はすべての取締役及び監査役に報告して情報の共有を図るとともに、社外取締役及び監査役の監督に供する。
 - 4) 各本部は、最高執行責任者又は事業分野内の執行役員が議長となる執行企画会議を定期的に行い、各本部内で専決できる職務を執行する。審議結果のうち重要な事項があれば、取締役会もしくは経営会議に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 1) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針を定める。

- 2) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社の状況報告の受領ならびに業務執行への指示等を行う。
 - 3) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本方針に基づき、月次・四半期・中間期・通期の業績及び決算内容をグループ各社に適時報告させる。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の業務の必要に応じ、当社各部門の使用人をして適宜支援業務に当たらせるか、もしくは使用人の中から適切な者を専属の補助者として選任し、継続的に職務に当たらせる。
必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ **監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 1) 監査役職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役の意見を最大限に尊重する。
 - 2) 監査役職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ **監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 1) 当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役及び使用人は、法令、就業規則、社内規程で報告が求められる事項のほか、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報窓口その他への相談・通報状況等を把握したら、速やかに常勤監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、当社及びグループ各社の取締役会並びに経営に関する重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - 3) 当社は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度と同様の仕組みとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役が監査役および監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び会計監査人と必要に応じて意見交換をする。
- 2) 監査役が、各種業務執行に関する会議体に出席することを妨げないものとする。
- 3) 監査役会を毎月1回開催し、常勤監査役から非常勤監査役へ業務執行状況を報告することで、監査役の監査の実効性を高める。
- 4) 監査役全員を社外監査役で構成することで、監査役の独立性を高め、適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、当該体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 当社の行動準則として、日常のビジネス活動や業務遂行における指針・基準とする「経営基本方針」及び「大東建託行動規範」を定めております。これらの行動準則は、社内イントラネット等に掲載し、随時確認できるようにしているほか、4月に開催する経営計画発表説明会にて、全役員・全社員にて改めて確認を行い、各行動準則の周知・浸透を行っております。
- 2) コンプライアンス推進会議（業務執行取締役2名及び常勤監査役1名を含むメンバーで構成）を定期的で開催しています。当事業年度は同会議を9回開催し、コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しております。
- 3) コンプライアンス推進室が主導となり、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。当事業年度は同研修を4回実施し、全社員のコンプライアンスへの意識向上と不正行為の防止等を推進しております。
- 4) コンプライアンス推進室に内部通報窓口を設け、社内イントラネットの専用データベース、電話及び電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整備しております。加えて、外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正に努めております。
- 5) 反社会的勢力や団体への対応については、取引先から確認書を取得し、一切関係を持たないようにしております。また、不当要求行為に対しては、対応マニュアルの策定や各支店での不当要求防止責任者を選任するなどして、組織的に対応する体制を整えております。

② リスク管理に関する取り組み

- 1) コンプライアンス推進会議にて、コンプライアンス事案に加え、リスク管理に関する事案への対応・対策を審議しております。また、会社に重大な影響を及ぼす事案が発生した場合、または発生する可能性がある場合には、取締役会へ報告がなされ、取締役会はその報告内容を受け必要な指示を行っております。
- 2) 内部監査室は、監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施し、監査結果は取締役・監査役へ報告がなされております。報告された監査結果に基づき、必要に応じて、取締役・監査役は、是正・改善指示を行っております。また、内部監査室内にJ-SOX推進課を設け、財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針に基づき、全社的な統制状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについての適正性を監視しております。
- 3) 当社及び当社グループ会社の社員及び施工現場における取引先作業員に対して、品質管理システム及び安全施工基準書に基づき、施工現場の監督を行い、施工現場の不具合や事故防止に努めております。
- 4) 重大災害発生に備え、災害発生時の初動対応マニュアル及び事業継続計画を策定し、これらに基づき、定期的に訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項、当社及び当社グループ会社の重要事項等を決定するとともに、取締役より業務執行状況に関する報告を受け、社外取締役・社外監査役を交え取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会議事録や重要事項に関する稟議決裁書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、総務部にて適正な保存・管理を行っております。
- 2) 取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題を協議するため、経営会議を月2回開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議の結果は、取締役・監査役に報告され、経営会議での協議結果の情報の共有化を図っております。
- 3) 当社及び当社グループ会社における事業分野ごとの職務執行については、最高執行責任者として担当取締役を1名ずつ配置し、事業分野内の職務執行を行っております。

- 4) 各事業分野内において執行企画会議を定期的に開催し、事業分野内の経営課題や職務執行に関して協議を行っております。協議結果のうち、重要な事項については、取締役会または経営会議に報告されております。

④ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- 1) 監査役会は、3名全員が社外監査役で構成されており、毎月1回開催する監査役会及び必要に応じて開催する臨時監査役会にて、監査方針に従い、監査に関する重要事項の報告・協議及び決議を行っております。
- 2) 監査役の中から常勤監査役を1名選定し、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議等の業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況を把握するとともに、常勤監査役が監査役会にて報告を行い、監査役間での情報共有を図っております。また、監査役は、取締役及び内部監査室などから職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務遂行状況について監視を行っております。
- 3) 監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者2名を選任しております。監査役補助者は、常勤監査役による指示業務を優先して行い、監査業務の円滑な遂行を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 関係会社管理規程を定め、当社グループ会社管理に関する基本方針を定めております。関係会社管理規程に基づき、グループ会社から業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、グループ会社の業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会及び管掌する取締役の決裁を受ける体制を整備しております。
- 2) グループ会社を管掌する取締役または執行役員が、各グループ会社の取締役に就任し、毎月開催される取締役会に出席し、業務執行状況を把握するとともに、必要な指示を行っております。
- 3) グループシナジー企画会議を定期的に開催しています。当事業年度は同会議を6回開催し、グループ会社間の連携案件の協議・進捗確認及び当社グループのシナジー効果を高めるための意見交換や対策検討を行っております。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスの概要

1. コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

①経営の意思決定・監督と業務の執行の分離

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

②独立社外役員の登用

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外役員の資質及び独立性の基準を明確にしております。会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に基づき独立社外役員6名（社外取締役3名、社外監査役3名）を選任しております。

これにより、当事業年度においては、当社取締役会出席者12名中6名が独立社外役員となり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を可能としております。

③ガバナンス委員会の設置

当社では、任意の委員会として、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」（委員長：社外取締役）を設置しております。

ガバナンス委員会は、業務執行取締役の評価制度における評価結果の集計・個別ヒアリングを行うとともに、次期経営体制案や取締役候補者案の諮問に対する意見及び当社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討・提言等を行っております。

④業務執行取締役の評価制度

当社では、ガバナンス委員会が中心となり、業務執行取締役の業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っております。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、ガバナンス委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しております。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制や取締役（社外取締役を除く）の基本報酬、賞与及び株式報酬に反映させております。

⑤取締役の報酬制度

当社では、業績と連動した取締役の報酬制度を導入しております。

固定枠としての基本報酬に加え、変動枠として単年度の業績指標に基づき支給総額が決定される賞与、中長期的な業績向上と企業価値向上を目的とした業績連動型株式報酬を設けております。これらの各報酬には、取締役の相互評価結果を反映させる仕組みとしております。

なお、賞与及び業績連動型株式報酬については、社外取締役へ支給しておりません。

⑥経営循環の仕組み

当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設けております。取締役退任後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しております。

また、上級管理職については2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしております。これらの制度により、経営の循環を促し、次期経営層を育成する仕組みとしております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

〈× 毛 欄〉

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	第46期(ご参考) (2020年3月31日現在)	第47期 (2021年3月31日現在)	科目	第46期(ご参考) (2020年3月31日現在)	第47期 (2021年3月31日現在)
流動資産	490,604	507,115	流動負債	318,519	299,066
現金預金	159,930	198,993	工事未払金	54,760	27,580
金銭の信託	14,000	13,500	短期借入金	—	690
完成工事未収入金等	76,456	51,880	1年内償還予定の社債	—	140
有価証券	4,028	1,502	1年内返済予定の長期借入金	21,640	12,444
未成工事支出金	12,098	13,460	リース債務	210	193
その他のたな卸資産	4,329	10,457	未払法人税等	30,081	22,493
前払費用	69,187	70,237	未成工事受入金	40,258	40,814
営業貸付金	127,592	120,980	前受金	89,571	94,867
その他	23,462	26,697	賞与引当金	14,131	20,372
貸倒引当金	△481	△594	完成工事補償引当金	819	599
固定資産	389,684	412,339	預り金	10,003	10,404
有形固定資産	175,304	172,145	その他	57,041	68,467
建物・構築物	58,782	59,343	固定負債	275,609	312,181
機械・装置	35,641	32,910	社債	—	130
工具器具・備品	2,787	2,397	長期借入金	61,110	83,344
土地	76,432	76,200	リース債務	514	361
リース資産	974	716	繰延税金負債	308	246
その他	685	577	一括借上修繕引当金	151,862	169,779
無形固定資産	28,282	39,061	退職給付に係る負債	15,228	14,847
のれん	1,042	12,224	長期預り保証金	33,644	32,212
その他	27,239	26,836	その他	12,940	11,259
投資その他の資産	186,098	201,132	負債合計	594,128	611,247
投資有価証券	45,799	48,737	純資産の部		
劣後債及び劣後信託受益権	10,642	9,384	株主資本	295,929	315,148
繰延税金資産	83,234	93,322	資本金	29,060	29,060
その他	51,548	55,309	資本剰余金	34,540	34,540
貸倒引当金	△5,127	△5,621	利益剰余金	243,349	266,899
資産合計	880,289	919,454	自己株式	△11,021	△15,352
			その他の包括利益累計額	△13,412	△11,414
			その他有価証券評価差額金	767	3,636
			繰延ヘッジ損益	258	267
			土地再評価差額金	△7,584	△7,584
			為替換算調整勘定	△3,841	△5,806
			退職給付に係る調整累計額	△3,011	△1,927
			新株予約権	482	388
			非支配株主持分	3,161	4,084
			純資産合計	286,161	308,206
			負債・純資産合計	880,289	919,454

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第46期(ご参考) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		第47期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
	売 上 高			
完成工事高	551,103		401,709	
不動産事業売上高	973,694		1,014,262	
その他の事業売上高	61,494	1,586,293	72,943	1,488,915
売 上 原 価				
完成工事原価	391,992		297,239	
不動産事業売上原価	874,962		905,183	
その他の事業売上原価	36,874	1,303,829	47,627	1,250,049
売上総利益				
完成工事総利益	159,111		104,470	
不動産事業総利益	98,731		109,078	
その他の事業総利益	24,620	282,463	25,315	238,865
販売費及び一般管理費		154,506		152,126
営業利益		127,956		86,738
営業外収益				
受取利息	436		353	
受取配当金	268		221	
受取手数料	3,101		2,432	
持分法による投資利益	829		307	
助成金収入	—		857	
雑収入	1,572	6,209	1,389	5,562
営業外費用				
支払利息	210		290	
貸倒引当金繰入額	92		103	
支払手数料	—		392	
債権売却損	274		349	
雑支出	559	1,137	557	1,693
経常利益		133,028		90,607
特別利益				
固定資産売却益	22		19	
投資有価証券売却益	960	982	744	764
特別損失				
固定資産除売却損	620		434	
減損損失	34		154	
災害による損失	216		12	
投資有価証券売却損	7		—	
投資有価証券評価損	118	997	—	601
税金等調整前当期純利益		133,014		90,770
法人税、住民税及び事業税	51,572		40,780	
法人税等調整額	△9,272	42,299	△12,377	28,403
当期純利益		90,714		62,367
非支配株主に帰属する当期純利益		334		81
親会社株主に帰属する当期純利益		90,380		62,285

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科 目	第46期(ご参考) (2020年3月31日現在)	第47期 (2021年3月31日現在)	科 目	第46期(ご参考) (2020年3月31日現在)	第47期 (2021年3月31日現在)
流動資産	329,253	322,744	流動負債	380,832	369,451
現金預金	105,732	128,879	工事未払金	50,306	22,284
完成工事未収入金	63,903	38,563	1年内返済予定の長期借入金	21,640	11,900
有価証券	3,998	1,502	リース債務	35	35
未成工事支出金	11,538	12,963	未払金	17,625	16,687
原材料及び貯蔵品	3,612	4,096	未払法人税等	10,898	1,343
関係会社短期貸付金	128,380	120,930	未払消費税等	1,719	1,346
前払費用	700	645	未成工事受入金	39,778	40,316
未収入金	5,728	9,168	前受金	114	120
立替金	4,456	3,841	預り金	227,422	259,198
その他	1,680	2,739	賞与引当金	9,817	14,566
貸倒引当金	△478	△587	完成工事補償引当金	739	546
固定資産	254,442	275,125	その他	734	1,106
有形固定資産	35,970	35,225	固定負債	77,433	96,359
建物	8,823	8,518	長期借入金	61,110	81,550
構築物	263	273	リース債務	59	24
機械・装置	198	18	退職給付引当金	8,533	9,391
工具器具・備品	927	643	その他	7,729	5,393
土地	25,435	25,466	負債合計	458,265	465,811
リース資産	87	54	純資産の部		
建設仮勘定	234	250	株主資本	124,699	128,395
無形固定資産	23,820	21,450	資本金	29,060	29,060
ソフトウェア	17,823	13,001	資本剰余金	34,540	34,540
ソフトウェア仮勘定	5,844	8,291	資本準備金	34,540	34,540
その他	153	157	利益剰余金	72,118	80,145
投資その他の資産	194,650	218,449	利益準備金	7,265	7,265
投資有価証券	23,770	26,767	その他利益剰余金	64,853	72,880
劣後債及び劣後信託受益権	10,642	9,384	繰越利益剰余金	64,853	72,880
関係会社株式	122,839	137,254	自己株式	△11,021	△15,352
関係会社長期貸付金	80	1,427	評価・換算差額等	279	3,306
繰延税金資産	11,583	11,555	その他有価証券評価差額金	231	3,248
差入保証金	10,107	8,568	繰延ヘッジ損益	258	267
その他	16,209	24,002	土地再評価差額金	△209	△209
貸倒引当金	△582	△512	新株予約権	451	357
資産合計	583,695	597,870	純資産合計	125,430	132,058
			負債・純資産合計	583,695	597,870

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第46期(ご参考) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		第47期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
	売上高			
完成工事高	551,382		401,712	
不動産事業等売上高	1,977	553,359	2,394	404,107
売上原価				
完成工事原価	384,617		291,270	
不動産事業等売上原価	565	385,183	657	291,928
売上総利益				
完成工事総利益	166,764		110,441	
不動産事業等総利益	1,412	168,176	1,737	112,178
販売費及び一般管理費		112,702		104,490
営業利益		55,474		7,688
営業外収益				
受取利息	311		370	
有価証券利息	263		258	
受取配当金	36,866		38,106	
受取手数料	2,815		2,134	
助成金収入	－		752	
雑収入	2,817	43,074	2,784	44,406
営業外費用				
支払利息	198		262	
貸倒引当金繰入額	80		18	
支払手数料	－		392	
雑支出	395	673	365	1,039
経常利益		97,875		51,056
特別利益				
投資有価証券売却益	960		744	
関係会社株式売却益	45	1,005	－	744
特別損失				
固定資産除売却損	105		132	
投資有価証券売却損	7		－	
投資有価証券評価損	118		－	
減損損失	－	231	108	241
税引前当期純利益		98,648		51,560
法人税、住民税及び事業税	18,670		6,100	
法人税等調整額	1,514	20,184	△1,307	4,793
当期純利益		78,464		46,767

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢勝己 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鵜野正康 ㊟

監査役 蜂谷英夫 ㊟

監査役 藤巻和夫 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都江東区東雲一丁目4番1号
ROOFLAG (ルーフラッグ) 賃貸住宅未来展示場



ROOFLAG (ルーフラッグ)

豊洲駅から株主様専用の
無料シャトルバスを
運行いたします。

シャトルバスのご利用を希望される株主様は、2B・6b出口付近におりますスタッフまでお声かけください。



交通のご案内

ゆりかもめ東京臨海新交通臨海線
東京メトロ有楽町線

「豊洲駅」6a出口より 徒歩約11分

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

ご来場の株主様へのお土産の配布については、今年度は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

